



法定金利について

深刻な社会問題となっているヤミ金融問題に対処するため、第156回国会において、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法等の一部改正法）が成立しました。すでにいくつかの業者が新しい法により、各地で摘発され、逮捕に至っている事件も新聞等で見受けられます。ヤミ金融対策の主な内容は、以下のとおりです（下記2・3・及び5は9月1日に施行）。

1. 貸金業登録制度の強化

貸金業登録の審査について、申請者等の本人確認を義務化するとともに、人的要件（例えば、暴力団員の排除）の強化や財産的要件の追加、各営業店への主任者の設置の義務付けにより、さらに厳格な登録審査を行うこととなりました。

2. 罰則の大幅な引き上げ

高金利貸付け、無登録営業に関する罰則が大幅に引き上げられました。

また、高金利を要求する行為そのものも罰則の対象となりました。

- ・ 高金利違反 5年以下の懲役、1千万円（法人の場合3千万円）以下の罰金
- ・ 無登録営業 5年以下の懲役、1千万円（法人の場合1億円）以下の罰金

3. 違法な広告、勧誘行為の規制

無登録業者の広告、勧誘行為について罰則が適用されるようになりました。

- ・ 罰則の新設 百万円以下の罰金

4. 違法な取立行為の規制強化

正当な理由のない夜間の取立て、勤務先等居宅以外への電話や訪問、第三者への弁済の要求など行ってはならない取立行為の具体例について法律で明確にされるとともに、罰則も引き上げられました（無登録業者の行為も罰則の対象となります）。

- ・ 罰則の引き上げ 2年以下の懲役、3百万円以下の罰金

5. 年利109.5%を超える利息での貸付契約の無効化

登録業者・無登録業者を問わず年利109.5%を超える利息での貸付契約を行った場合には、当該契約は無効であり、利息については一切支払う必要がありません。

現在、日本で利息を規制している法律は、「利息制限法」「出資法」の2つです。これは、個人間での金銭の貸借契約においても適用される法律ですが、「利息制限法」には罰則がないのが実情です。これらの法律で定められている上限利息は次の通りです。

1. 利息制限法の上限金利

| | |
|---------------------|------|
| 元本が10万円未満の場合 | 年20% |
| 元本が10万円以上100万円未満の場合 | 年18% |
| 元本が100万円以上の場合 | 年15% |

F P に関することから雑学まで、お役に立つ情報を随時お届けいたします。2003. 9. 14 vol. 211

上記金利を超える部分は無効とされるのですが、債務者が上限金利超過部分の利息を任意に支払ったときは、その返還請求することができないという、例外規定があります。遅延損害金の上限金利は法定金利の 1.46 倍とされます。

2. 出資法の上限金利

金銭の貸し付けを業として行っている者、つまり消費者金融などに適用される貸付の上限金利で、「元本の額にかかわらず年 29.2% (日歩 8 銭)」とされています。
(平成 12 年 6 月 1 日前の上限金利は年 40.004% でした。)

100 万円以上を借りた場合を考えてみます。利息制限法による上限金利は年 15%、出資法によれば年 29.2% と随分開きがあります。これは、利息制限法の例外規定と、貸金業規制法による「みなし弁済」規定によります。「みなし弁済」とは、一定要件を満たした場合には、債務者が任意に支払った利息制限法の超過部分の利息は法的に有効な利息の支払いであるとするものです。

ただし、裁判上の争いになった場合、「みなし弁済」の規定を受けられる業者は実際にはほとんどないため、「利息制限法」が優先されるという事例が大半をしめるのだそうです。従って、利息制限法の上限利息を超えた利息を支払った場合は、払い過ぎた利息を返還してもらえるので、高利での借金がある場合、上限利息で再計算するとすでに元金の返済が完了しているようなケースもあるようです。

預貯金金利は相変わらず「限りなく 0% に近い水準」に張り付いています。金利上昇はもう少し先になりそうな気配ですが、住宅ローンを始め、ローン金利は明らかに上昇傾向です。変動金利で住宅ローンを組んでいる家庭にとっては金利の見直しを余儀なくされ、返済額にも大きな影響がでてきそうです。

やはり、子供のころからの金銭教育の重要性を切実に感じる今日この頃です。さわやかな女性の笑顔や愛らしいチワワに惑わされて(?) 安易な借金は禁物です。

F P フェア前日 10 月 10 日夜、ささやかな懇親会を予定しています！是非ご参加ください。詳しくは会報にご案内を同封いたします！

F P 実務講座 9 ~ 10 月 セミナー各地開催！

| | | | | |
|---------------------------------|-----|-------|---|---------------|
| F P 的発想の身近な土地活用 | 広島 | 9/23 | 火 | 10:00 ~ 17:00 |
| 知られていない総報酬制導入のねらいと今後の公的年金改正の行方 | 東京 | 9/27 | 土 | 13:30 ~ 16:30 |
| 医療保険を通してみる医療共済・医療保険の商品研究 | 東京 | 9/27 | 土 | 14:00 ~ 17:00 |
| F P に必須 税務アドバイスのポイント | 大阪 | 9/27 | 土 | 14:00 ~ 17:00 |
| 平成 15 年度生保業界の現状と展望 | 名古屋 | 9/28 | 日 | 13:15 ~ 16:15 |
| いざという時役立つ相続・贈与よもやま話 | 札幌 | 9/28 | 日 | 13:30 ~ 16:30 |
| F P として知りたい不動産業とコンストラクションマネジメント | 金沢 | 10/5 | 日 | 13:30 ~ 16:30 |
| F P ビジネスから見た中小企業と ISO の導入について | 札幌 | 10/18 | 土 | 13:30 ~ 16:30 |
| F P の為の個別相談実務 | 沖縄 | 10/23 | 木 | 18:30 ~ 21:30 |

【FAX 番号一覧】F P K 研修センター各地 K M C 事務局

東京 03-5802-7252

大阪 06-6459-0478

名古屋 052-220-7782

札幌 011-261-9061

新潟 025-222-6854

静岡 053-447-8585

金沢 076-298-6099

京都 075-812-5788

広島 082-508-0738

大分 097-524-0106

沖縄 098-860-7002

福岡本部 092-771-0749